

## 7. 公害苦情の状況

平成25年度から平成29年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
25	55	14	8	0	4	0	0	0	29
26	56	23	8	0	6	0	0	4	15
27	56	20	7	1	4	0	0	12	12
28	73	21	15	0	0	0	0	6	31
29	77	41	13	0	9	1	0	4	9

平成29年度の公害苦情における公害苦情件数の内訳をみると、大気汚染が全件数の約半数以上の約53%を占めており、大気汚染の苦情41件のうち野焼きに関する苦情が37件でした。また、その他に分類される不法投棄の件数は大きく減少したものの、水質汚濁による苦情の件数が13件、騒音による苦情の件数は9件と多くみられました。

過去5年間を通して、平成29年度は公害苦情総数をもっとも多く見られました。大気汚染の苦情件数が約2倍になったこと、騒音の苦情件数が平成28年度から大きく増加したことが原因です。

平成29年度公害苦情総数の約半分を占めた野焼きは、廃棄物を不正に処分することによって生じる苦情です。したがって、正しい処分方法を啓発するとともに、野焼きに対する監視を強めていく必要があると考えられます。

騒音の苦情に関しては、工場、事業所、一般家庭からの騒音など原因は様々です。苦情者の要望に対して、原因者に向けて防音対策の要請をするとともに、適切な機械等の運用が図られるよう求めていきます。また、必要に応じて、騒音規制法第6条又は三重県生活環境の保全に関する条例第23条に基づく届出の提出を促すよう努めていきます。

## 野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。  
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を捨てるとうちや環境を汚染する可能性もあります。みだりに廃棄物を捨てるのはやめましょう。